

一 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）

目次

第一章～第五章（略）

第六章 信用リスクの標準的手法

第一節～第五節（略）

第五節の二 間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャ

一の信用リスク・アセットの額の算出方法の特則（

第百三十九条の二）

第七章 信用リスクの内部格付手法

第一節～第四節（略）

第八章・第八章の二（略）

第八章の三 中央清算機関関連エクスポージャーの取扱い（第二百

七十条の六―第二百七十条の九）

第九章 マーケット・リスク

第一節～第六節（略）

第十章・第十一章（略）

附則

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

目次

第一章～第五章（略）

第六章 信用リスクの標準的手法

第一節～第五節（略）

（新設）

第七章 信用リスクの内部格付手法

第一節～第四節（略）

第八章・第八章の二（略）

（新設）

第九章 マーケット・リスク

第一節～第六節（略）

第十章・第十一章（略）

附則

（定義）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇七 (略)

七の二 中央清算機関 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業を営む者及び商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号) 第二条第十七項に規定する商品取引債務引受業を営む者並びに外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業又は商品取引債務引受業と同種類の業務を行う者をいう。

七の三 適格中央清算機関 銀行が第二百七十条の八第二項に定める手法により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を銀行に提供している者であつて、次に掲げる者をいう。

イ 金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関

ロ 商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関
ハ 外国の中央清算機関のうち当該中央清算機関が設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者

八〇十六の二 (略)

十七 クレジット・デリバティブ 次に掲げるものをいう。

イ 金融商品取引法第二十一条第五号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引

ロ・ハ (略)

一〇七 (略)

(新設)

(新設)

八〇十六の二 (略)

十七 クレジット・デリバティブ 次に掲げるものをいう。

イ 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号) 第二条第二十一条第五号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引

ロ・ハ (略)

十八〜三十七の二 (略)

三十七の三 トレード・エクスポージャー 派生商品取引及びレポ形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエクスポージャーをいう。

三十七の四 直接清算参加者 トレード・エクスポージャーに係る債務を、引受け、更改その他の方法により負担させる契約を中央清算機関との間で直接締結する者をいう。

三十七の五 間接清算参加者 直接清算参加者を通じて中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーを有する者をいう。

三十七の六 清算基金 自ら及び他の直接清算参加者が中央清算機関に対し債務不履行又は支払不能により損失を与えた場合における当該損失を補填するために、直接清算参加者が中央清算機関に預託する金銭その他の財産をいう。

三十八〜八十二 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条 第二条各号の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあつては第四十八条第一項に定めるものを、内部格付手法採用行にあつては第百五十二条に定めるものをいう。

2 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

十八〜三十七の二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

三十八〜八十二 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条 第二条各号の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあつては第四十八条に定めるものを、内部格付手法採用行にあつては第百五十二条に定めるものをいう。

2 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、清算機関等(信託業法(平成十六年法律第百五十四号)第三十一条に規定する清算機関その他これに類

一 中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの

二 直接清算参加者の中央清算機関への担保の差入れ又は間接清算参加者の直接清算参加者を通じた中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な施策が講ぜられているもの

三 資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第六項に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第二十一条 第十四条各号の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあっては第四十八条第一項に定めるものを、内部格付手法採用行にあっては第百五十二条に定めるものをいう。

する者をいう。以下同じ。）に対するエクスポージャーのうち、次に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 清算機関等との間で成立している派生商品取引、信用取引その他これに類する海外の取引、レポ形式の取引及び現物・直物取引により生ずるエクスポージャーのうち、日々の値洗いにより担保で保全されているもの

二 清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるエクスポージャー

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第二十一条 第十四条各号の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあっては第四十八条に定めるものを、内部格付手法採用行にあっては第百五十二条に定めるものをいう。

2 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの

二 直接清算参加者の中央清算機関への担保の差入れ又は間接清算参加者の直接清算参加者を通じた中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な施策が講ぜられているもの

三 資金清算機関等に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第三十三条 第二十五条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあつては第四十八条第一項に定めるものを、内部格付手法採用行にあつては第百五十二条に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

2 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、清算機関等に対するエクスポージャーのうち、次に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 清算機関等との間で成立している派生商品取引、信用取引その他これに類する海外の取引、レポ形式の取引及び現物・直物取引により生ずるエクスポージャーのうち、日々の値洗いにより担保で保全されているもの

二 清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるエクスポージャー

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第三十三条 第二十五条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあつては第四十八条に定めるものを、内部格付手法採用行にあつては第百五十二条に定めるものをいう。

2 銀行は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるもの

当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一〇三 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの

二 直接清算参加者の中央清算機関への担保の差入れ又は間接清算参加者の直接清算参加者を通じた中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な施策が講ぜられているもの

三 資金清算機関等に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第四十四条 第三十七条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあっては第四十八条第一項に定めるものを、内部格付手法採用行にあっては第百五十二条に定めるもの

については信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一〇三 (略)

3 銀行は、清算機関等に対するエクスポージャーのうち、次の各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 清算機関等との間で成立している派生商品取引、信用取引その他これに類する海外の取引、レポ形式の取引及び現物・直物取引より生ずるエクスポージャーのうち、日々の値洗いにより担保で保全されているもの

二 清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるエクスポージャー

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第四十四条 第三十七条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあっては第四十八条に定めるものを、内部格付手法採用行にあっては第百五十二条に定めるものをいう

をいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一〜四 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの

二 直接清算参加者の中央清算機関への担保の差入れ又は間接清算参加者の直接清算参加者を通じた中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な施策が講ぜられているもの

三 資金清算機関等に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

(標準的手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額)

第四十八条 標準的手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額

2 銀行は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一〜四 (略)

3 銀行は、清算機関等に対するエクスポージャーのうち、次の各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 清算機関等との間で成立している派生商品取引、信用取引その他これに類する海外の取引、レポ形式の取引及び現物・直物取引により生ずるエクスポージャーのうち、日々の値洗いにより担保で保全されているもの

二 清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるエクスポージャー

(標準的手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額)

第四十八条 標準的手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額

とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第五節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

一・二 (略)

三 第八章の三に定めるところにより算出した第二百七十条の六第一項各号に掲げるエクスポージャー(以下「中央清算機関関連エクスポージャー」という。)に係る信用リスク・アセットの額

2 標準的手法採用行が直接清算参加者として、間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る金融商品取引法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ又は商品先物取引法第二条第二十項に規定する商品清算取次ぎその他これらに類する海外の取引(以下「清算取次ぎ等」という。)を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額について、第三百三十九条の二の規定により算出する場合には、前項第一号の合計額の算出に当たって、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額として、同条の規定により算出された信用リスク・アセットの額を用いるものとする。

(期待エクスポージャー方式)

第七十九条の四 (略)

2・3 (略)

4 標準的手法採用行は、 α (第二項第一号に規定するもの)をいう。

とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第五節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

(期待エクスポージャー方式)

第七十九条の四 (略)

2・3 (略)

4 標準的手法採用行は、第二項第一号に規定する α について、次に

以下同じ。)について、次に掲げる要件を満たしている場合には、独自に推計することができる。ただし、推計した α が一・二を下回るときは、 α は一・二とする。

一～四 (略)

五 α が三月に一度以上の頻度で更新されていること。また、ポートフォリオの構成に大きな変動がみられた場合には、その都度、当該変動を反映するための更新が行われていること。

5 標準的手法採用行は、ネットティング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント(当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条において同じ。)に基づき、期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。)において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する $\Delta R_{i,t}$ の算出において、当該担保の効果を勘案した $\Delta R_{i,t}$ を用いることにより同項第二号に規定する $\Delta R_{i,t}$ を計測することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映してはならない。

6～11 (略)

12 標準的手法採用行は、次の各号に定める全ての条件を満たす場合に限り、派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有

掲げる要件を満たしている場合には、独自に推計することができる。ただし、推計した α が一・二を下回るときは、 α は一・二とする。

一～四 (略)

(新設)

5 標準的手法採用行は、ネットティング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント(当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条において同じ。)に基づき、期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。)において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する $\Delta R_{i,t}$ に代えて、 $\Delta R_{i,t}$ を用いることにより同項第二号に規定する $\Delta R_{i,t}$ を計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映してはならない。

6～11 (略)

(新設)

効な相対ネットイング契約の効果を勘案することができる。

一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由（取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。第百三条第一項第一号において同じ。）が生じた場合に、他方の当事者は、当該相対ネットイング契約下にある全ての取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができること。

二 当該相対ネットイング契約が、当該相対ネットイング契約に係る全ての法令（外国の法令を含む。）に照らして有効であることを適切に確認していること。

三 当該相対ネットイング契約の効果を勘案した与信相当額が、通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

四 当該相対ネットイング契約に関する全ての文書が適切に保存されていること。

13]

直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについては、第七項第一号の定めにかかわらず、同号に掲げるネットイング・セットのリスクのマージン期間を五営業日とすることができる。

（承認の基準）

（新設）

（承認の基準）

第七十九条の四の三 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について第七十九条の四第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスポージャー計測モデルが当該承認に先立って一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスポージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査しなければならない。

一～三 (略)

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によつて期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ～ハ (略)

五 (略)

六 期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するためのシステムを含む。次号において同じ。)が通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七 期待エクスポージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続(期待エクスポージャー計測モデルの評価の基準及

第七十九条の四の三 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について第七十九条の四第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一～三 (略)

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によつて期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ～ハ (略)

五 (略)

六 期待エクスポージャー計測モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七 期待エクスポージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるた

ひ当該基準に抵触した場合の対応策を含む。)を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八 (略)

九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想され、かつ、ネットイング・セットに含まれる全ての取引の契約期間にわたって、期待エクスポージャーが計測されていること。

十 十三 (略)

十三の二 派生商品取引及びレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネットイング契約の効果を勘案している場合には、第七十九条の四第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。

十四 (略)

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第八十九条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 適格格付機関が格付を付与している債券であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。

イ (略)

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付

め的手段が講じられていること。

八 (略)

九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。

十 十三 (略)

(新設)

十四 (略)

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第八十九条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 適格格付機関が格付を付与している債券であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。

イ (略)

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付

与された格付に対応する信用リスク区分（第六十三条又は第六十四条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第六十五条第一項の表を準用するものとする。次号及び第九十四条第一項第一号において同じ。）が2―2、4―3又は6―3（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）以上であるもの

ハ 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第六十三条又は第六十四条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第六十六条第一項の表を準用するものとする。次号及び第九十四条第一項第一号において同じ。）が5―3又は7―3（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）以上である短期の債券

五〇七（略）

（包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保）

第九十条 包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保は、前条に掲げるもの及び次の各号に掲げるものとする。ただし、レポ形式の取引であつて、取引対象の資産がマーケット・リスク相当額の算出の対象になっているもの（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）については、適格金融資産担保の範囲を限定しない。

一・二（略）

（標準的ボラティリティ調整率）

与された格付に対応する信用リスク区分（第六十三条又は第六十四条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第六十五条第一項の表を準用するものとする。次号及び第九十四条第一項第一号において同じ。）が2―2又は4―3以上であるもの

ハ 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第六十三条又は第六十四条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第六十六条第一項の表を準用するものとする。次号及び第九十四条第一項第一号において同じ。）が5―3以上である短期の債券

五〇七（略）

（包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保）

第九十条 包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保は、前条に掲げるもの及び次の各号に掲げるものとする。ただし、レポ形式の取引であつて、取引対象の資産がマーケット・リスク相当額の算出の対象になっているものについては、適格金融資産担保の範囲を限定しない。

一・二（略）

（標準的ボラティリティ調整率）

第九十四条 標準的手法採用行が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

- 一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等	残存期間	ボラティリティ調整率	
		特定の発行体の場合 (パーセント)	特定の発行体以外の発行体であって証券化エクスポート (パーセント)
		証券化エクスポート (パーセント)	証券化エクスポート (パーセント)

第九十四条 標準的手法採用行が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

- 一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等	残存期間	ボラティリティ調整率	
		特定の発行体の場合 (パーセント)	特定の発行体以外の発行体の場合 (パーセント)

信用リスク区分が 1-4又は2-3 の場合	信用リスク区分が 1-1、2-1、 4-1、5-1、 6-1若しくは7- 1の場合又は第 八十九条第三号に 該当する場合	信用リスク区分が 1-2、1-3、 2-2、4-2、 4-3、5-2、 5-3、6-2、 6-3、7-2若 しくは7-3の場 合又は第八十九条 第五号の条件を満 たす場合	5年超	一年超五年以 下	一年以下	5年超	一年超五年以 下	一年以下
			六	三	一	四	二	〇・五
			十二	六	二	八	四	一
			二十四	十二	四	十六	八	二

信用リスク区分が 1-4又は2-3 の場合	信用リスク区分が 1-1、2-1、 4-1若しくは5- 1の場合又は第 八十九条第三号の 条件を満たす場合	信用リスク区分が 1-2、1-3、 2-2、4-2、 4-3、5-2若 しくは5-3の場 合又は第八十九条 第五号の条件を満 たす場合	5年超	一年超五年以 下	一年以下	5年超	一年超五年以 下	一年以下
			六	三	一	四	二	〇・五
			十二	六	二	八	四	一
			二十四	十二	四	十六	八	二

(注) 特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際
決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体及び零パ
ーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう
。以下この節において同じ。）、我が国の地方公共団体、地方
公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。

二 (略)

2 (略)

(レポ形式の取引に対する法的に有効な相対ネットティング契約の適
用)

第百三条 標準的手法採用行は、次の各号に定めるすべての条件を満
たす場合に限り、レポ形式の取引について法的に有効な相対ネット
ティング契約の効果を勘案することができる。

一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由が生じた場
合に、他方の当事者は、当該相対ネットティング契約下にある全
てのレポ形式の取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とするこ
とができること。

二 (略)

(注) 特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際
決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体及び零パ
ーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう
。以下この節において同じ。）、我が国の地方公共団体、地方
公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。

二 (略)

2 (略)

(レポ形式の取引に対する法的に有効な相対ネットティング契約の適
用)

第百三条 標準的手法採用行は、次の各号に定めるすべての条件を満
たす場合に限り、レポ形式の取引について法的に有効な相対ネット
ティング契約の効果を勘案することができる。

一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由（取引相手
が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務
その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決
定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の決
命令その他これらに類する事由の発生を含む。）が生じた場合に
、他方の当事者は、当該相対ネットティング契約下にあるすべての
レポ形式の取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とするこ
とができること。

二 (略)

第五節の二 間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特則

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特則)

第三百二十九条の二 標準的手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出に第七十九条の四に定める期待エクスポージャー方式を用いていない場合には、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$$RWA^* = RWA \times \sqrt{Tm/10}$$

RWA*は、本条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第七十九条の四第七項の定めに従い算出したリスクのワーゲン期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日々の値洗いにより担保額が調整されるネットイング・セットに係る

(新設)

(新設)

リスクのアービトラジ期間は五営業日とすることができる。

(内部格付手法の適用)

第四百四十六条 内部格付手法採用行は、全てのエクスポージャーについて、内部格付手法を適用しなければならない。ただし、内部格付手法の適用を開始した後の一定の期間について、事業単位ごと又は資産区分ごとに標準的手法を適用する旨を内部格付手法実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 (略)

(内部格付手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額)
第五百五十二条 内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一 (略)

二 内部格付手法採用行が標準的手法を適用する部分につき、第四十八条(第一項第一号に係る部分に限る。)の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同条中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

三 (略)

四 第八章の三に定めるところにより算出した第四十八条第一項第三号に規定する中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リ

(内部格付手法の適用)

第四百四十六条 内部格付手法採用行は、すべてのエクスポージャーについて内部格付手法を適用しなければならない。ただし、内部格付手法の適用を開始した後の一定の期間について、事業単位ごと又は資産区分ごとに標準的手法を適用する旨を内部格付手法実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 (略)

(内部格付手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額)
第五百五十二条 内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一 (略)

二 内部格付手法採用行が標準的手法を適用する部分につき、第四十八条(第一号に係る部分に限る。)の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同条中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

三 (略)

(新設)

スク・アセットの額

(事業法人等向けエクスポージャーの EAD)

第百五十七条 (略)

2～5 (略)

6 内部格付手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの EAD を算出する場合であつて、当該 EAD の算出に当たつて第七十九条の四に定める期待エクスポージャー方式を用いていないときには、前各項の規定により算出した EAD (当該エクスポージャーに係るものに限る。) に次の掛け目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの EAD とすることができる。

掛け目 = $\sqrt{Tm/10}$

Tm は、第七十九条の四第七項の規定を準用して算出したリスクのマージン期間。この場合において、同項第一号中「二十営業日」とあり、及び「十営業日」とあるのは、「五営業日」と読み替えるものとする。

(リテール向けエクスポージャーの EAD)

第百六十五条 (略)

2～5 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーの EAD)

第百五十七条 (略)

2～5 (略)

(新設)

(リテール向けエクスポージャーの EAD)

第百六十五条 (略)

2～5 (略)

6 第六百五十七条第六項の規定は、リテール向けエクスポージャーで

(新設)

あつて、内部格付手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合について準用する。

(CVAリスク相当額の算出)

第二百七十条の二 銀行は、次節に定める標準的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

一 中央清算機関

二 銀行が適格中央清算機関の間接清算参加者である場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす取引に係る直接清算参加者

イ 間接清算参加者のトレード・エクスポージャーについて、次に掲げる場合における間接清算参加者の損失の発生を防ぐための施策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていること。

(1) 直接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合

(2) 他の間接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合

ロ 間接清算参加者が清算取次ぎ等を委託している直接清算参加者が債務不履行又は支払不能により適格中央清算機関の清算参加者としての資格を失った場合においても、間接清算参加者が

(CVAリスク相当額の算出)

第二百七十条の二 銀行は、次節に定める標準的リスク測定方式を用いて、清算機関等以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

(新設)

(新設)

追加的な負担なく他の直接清算参加者又は適格中央清算機関と当該トレード・エクスポージャーに関する契約を継続又は承継するための枠組みが存在していること。

三 資金清算機関等

2 前項の規定にかかわらず、銀行が債券等（第二百八十一条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。）に係る個別リスクの算出について第二百七十二条の承認を受けており、かつ、第七十九条の四第一項（第五十七條第五項又は第六十五條第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

一 中央清算機関

二 銀行が中央清算機関の間接清算参加者である場合であつて、前項第二号に掲げる要件の全てを満たす取引に係る直接清算参加者

三 資金清算機関等

第八章の三 中央清算機関関連エクスポージャーの取扱い

（中央清算機関関連エクスポージャーの信用リスク・アセット）

第二百七十条の六 第六章及び第七章の規定にかかわらず、次の各号に掲げるエクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。

（新設）

2 前項の規定にかかわらず、銀行が債券等（第二百八十一条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。）に係る個別リスクの算出について第二百七十二条の承認を受けており、かつ、第七十九条の四第一項（第五十七條第五項又は第六十五條第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、清算機関等以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

- 一 中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー
- 二 中央清算機関に係る清算基金
- 三 銀行が間接清算参加者である場合の直接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーであつて、第二百七十条の二第一項第二号に掲げる要件の全てを満たすもの（次条において「直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー」という。）

（中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセット）

第二百七十条の七 第六章の規定は、中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「銀行」と、第七十九条の四第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と、第百条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットイング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットイング・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットイング・セット」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該トレ

（新設）

ド・エクスポージャーのリスク・ウエイトは、二パーセントとする。

一 適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー

二 直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー（銀行が間接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参加者が共に債務不履行又は支払不能となった場合に、銀行への損失の発生を防ぐための施策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じている場合に限る。）

3

第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー（前項第二号に掲げる直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーを除く。）の信用リスク・アセットを算出する場合、当該直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーのリスク・ウエイトは、四パーセントとする。

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百七十条の八 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、次の各号に掲げるいずれかの手法を用いて算出する。

一 リスク・センチティブ手法

二 簡便的手法

2 前項第一号に掲げる「リスク・センチティブ手法」とは、第一号に掲げる算式により算出した所要自己資本額（ R_{req} ）に十二・五を乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

（新設）

一 所算自己資本額 (K_{cal}) は次の算式を用いて算出する。

【算式①(派生)】

N は、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数

DF は、当該適格中央清算機関に銀行が拠出した清算基金の額

DF_{cop} は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類するものであって、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に生ずる損失を清算基金(債務不履行参加者の清算基金を除く。)に先立ち負担するものの額

$EBRM_i$ は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者 i に対するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証拠金の額を加えた額

IM_i は、直接清算参加者 i が拠出した当初証拠金

DF_i は、直接清算参加者 i が拠出した清算基金

$A_{net,i}$ は、直接清算参加者 i に対する $EBRM_i$ の額(派生商品取引に關してカレント・エクスポージャー方式で算出した場合のアドオンを除く。以下この項において同じ。)

$A_{net,1}$ は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち最大の額

$A_{net,2}$ は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち二番目に大きい額

$\Sigma A_{net,i}$ は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額の合計額

二 前項の算式におけるエクスポージャーの額は、第五百四条及び第五百十三

条の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額とする。

三 前号の場合において、派生商品取引に係る信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額の計算については、第七十九条の二のカレント・エクスポージャー方式を用いる。

四 前号の場合において、第七十九条の二第三項第二号のネットのアドオンについては、次の算式を用いる。

【算式②を挿入】

五 第三号の場合において、第七十九条の二第三項第一号に規定するグロスのアドオンの計算に当たり、オプションについては、第七十九条の三第一項第二号イ及びロに規定するリスク・ポジションの額とする。

六 第二号の場合において、第百条第二項第一号ニ（第百七条第五項において適用する場合を含む。）の定めにかかわらず、算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットイング・セットに係る最低保有期間を二十営業日とすることを要しない。

七 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分ごとに算出することを要する。この場合において、 DF_{corp} が当該区分ごとに分別管理されていない場合は、当該区分ごとの DF_{corp} は $\Sigma A_{Net,i}$ の割合に応じた額とする。

八 第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の合計額（ DF_{cm} ）が零を上回らない場合は、各清算参加者の未拠出の

<p>清算基金の額を清算基金の額とみなして、所要自己資本の額 (K_{req}) を計算することを要する。</p> <p>九 前号において、各清算参加者の未拋出の清算基金の額の合計額が零を上回らない場合は、各清算参加者が拋出した当初証拠金を清算基金の額とみなして所要自己資本の額 (K_{req}) を計算することを要する。</p> <p>3 第一項第二号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。</p> <p>【算式③を挿入】</p> <p>TE は、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの額</p> <p>DF は、当該適格中央清算機関に銀行が拋出した清算基金の額</p> <p>(適格中央清算機関以外の中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット)</p> <p>第二百七十条の九 適格中央清算機関以外の中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、当該中央清算機関に拋出した清算基金の額に千二百五十パーセントを乗じた額とする。</p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

二 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充
 実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節～第五節（略）</p> <p>第五節の二 間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特則（ 第一百七条の二）</p> <p>第五章 信用リスクの内部格付手法</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第六章・第六章の二（略）</p> <p>第六章の三 中央清算機関関連エクスポージャーの取扱い（第二百 四十八条の六―第二百四十八条の九）</p> <p>第七章 マーケット・リスク</p> <p>第一節～第六節（略）</p> <p>第八章・第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 信用リスクの標準的手法</p> <p>第一節～第五節（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第五章 信用リスクの内部格付手法</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第六章・第六章の二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第七章 マーケット・リスク</p> <p>第一節～第六節（略）</p> <p>第八章・第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p>

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇七 (略)

七の二 中央清算機関 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業を営む者及び商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第二条第十七項に規定する商品取引債務引受業を営む者並びに外国の法令に準拠して設立された法人で外国において金融商品債務引受業又は商品取引債務引受業と同種類の業務を行う者をいう。

七の三 適格中央清算機関 銀行持株会社が第二百四十八条の八第二項に定める手法により信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を銀行持株会社に提供している者であつて、次に掲げる者をいう。

イ 金融商品取引法第二条第二十九項に規定する金融商品取引清算機関

ロ 商品先物取引法第二条第十八項に規定する商品取引清算機関

ハ 外国の中央清算機関のうち当該中央清算機関が設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者

八〇十六の二 (略)

十七 クレジット・デリバティブ 次に掲げるものをいう。

イ 金融商品取引法第二十一条第五号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〇七 (略)

(新設)

(新設)

八〇十六の二 (略)

十七 クレジット・デリバティブ 次に掲げるものをいう。

イ 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二十一条第五号に掲げる取引のうち同号イに掲げる事由に係る取引

引

ロ・ハ (略)

十八〜三十七の二 (略)

三十七の三 トレード・エクスポージャー 派生商品取引及びレポ形式の取引並びにこれらに関する担保の差入れにより生ずるエクスポージャーをいう。

三十七の四 直接清算参加者 トレード・エクスポージャーに係る債務を、引受け、更改その他の方法により負担させる契約を中央清算機関との間で直接締結する者をいう。

三十七の五 間接清算参加者 直接清算参加者を通じて中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーを有する者をいう。

三十七の六 清算基金 自ら及び他の直接清算参加者が中央清算機関に対し債務不履行又は支払不能により損失を与えた場合における当該損失を補填するために、直接清算参加者が中央清算機関に預託する金銭その他の財産をいう。

三十八〜八十二 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条 第二条各号の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあつては第二十六条第一項に定めるものを、内部格付手法採用行にあつては第百三十条に定めるものをいう。

2 (略)

ロ・ハ (略)

十八〜三十七の二 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

三十八〜八十二 (略)

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条 第二条各号の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあつては第二十六条に定めるものを、内部格付手法採用行にあつては第百三十条に定めるものをいう。

2 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの

二 直接清算参加者の中央清算機関への担保の差入れ又は間接清算参加者の直接清算参加者を通じた中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に對する損失の発生を防ぐために必要な施策が講ぜられているもの

三 資金清算機関等（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第六項に規定する資金清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に對するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第二十二条 第十四条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあつては第二十六条第一項に定めるも

3 第一項の規定にかかわらず、清算機関等（信託業法（平成十六年法律第五十四号）第三十一条に規定する清算機関その他これに類する者をいう。以下同じ。）に對するエクスポージャーのうち、次に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 清算機関等との間で成立している派生商品取引、信用取引その他これに類する海外の取引、レポ形式の取引及び現物・直物取引より生ずるエクスポージャーのうち、日々の値洗いにより担保で保全されているもの

二 清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるエクスポージャー

（信用リスク・アセットの額の合計額）

第二十二条 第十四条の算式において信用リスク・アセットの額の合計額は、標準的手法採用行にあつては第二十六条に定めるものを、

のを、内部格付手法採用行にあつては第百三十条に定めるものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一・二 (略)

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 中央清算機関に対するエクスポージャー又は間接清算参加者の直接清算参加者に対するエクスポージャーのうち、信用取引その他これに類する海外の取引及び現物・直物取引により生ずるもの

二 直接清算参加者の中央清算機関への担保の差入れ又は間接清算参加者の直接清算参加者を通じた中央清算機関への担保の差入れにより生ずるエクスポージャーのうち、中央清算機関以外の第三者において分別管理されており、かつ、中央清算機関に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な施策が講ぜられているもの

三 資金清算機関等に対するエクスポージャーのうち、資金清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるもの

(標準的手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額)

内部格付手法採用行にあつては第百三十条に定めるものをいう。

2 銀行持株会社及びその子会社は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一・二 (略)

3 銀行持株会社及びその子会社は、清算機関等に対するエクスポージャーのうち、次の各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 清算機関等との間で成立している派生商品取引、信用取引その他これに類する海外の取引、レポ形式の取引及び現物・直物取引により生ずるエクスポージャーのうち、日々の値洗いにより担保で保全されているもの

二 清算機関等への預託金又は担保の差入れにより生ずるエクスポージャー

(標準的手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額)

第二十六条 標準的手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第五節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

一・二 (略)

三| 第六章の三に定めるところにより算出した第二百四十八条の六各号に掲げるエクスポージャー(以下「中央清算機関関連エクスポージャー」という。)に係る信用リスク・アセットの額

2| 標準的手法採用行が直接清算参加者として、間接清算参加者の適

格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る金融商品取引法第二条第二十七項に規定する有価証券等清算取次ぎ又は商品先物取引法第二条第二十項に規定する商品清算取引その他これらに類する海外の取引(以下「清算取次ぎ等」という。)を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額について、第一百七十七条の二の規定により算出する場合には、前項第一号の合計額の算出に当たって、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額として、同条の規定により算出された信用リスク・アセットの額を用いるものとする。

(期待エクスポージャー方式)

第五十七条の四 (略)

2・3 (略)

第二十六条 標準的手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第五節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

(期待エクスポージャー方式)

第五十七条の四 (略)

2・3 (略)

4 標準的手法採用行は、 α （第二項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）について、次に掲げる要件を満たしている場合には、独自に推計することができる。ただし、推計した α が一・二を下回るときは、 α は一・二とする。

一～四 (略)

五 α が三月に一度以上の頻度で更新されていること。また、ポートフォリオの構成に大きな変動がみられた場合には、その都度、当該変動を反映するための更新が行われていること。

5 標準的手法採用行は、ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条において同じ。）に基づき、期待エクスポージャー計測モデル（期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する $\Delta R_{i,t}$ の算出において、当該担保の効果を勘案した $\Delta R_{i,t}$ を用いることにより同項第二号に規定する $\Delta R_{i,t}$ を計測することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映してはならない。

6～11 (略)

12 標準的手法採用行は、次の各号に定める全ての条件を満たす場合

4 標準的手法採用行は、第二項第一号に規定する α について、次に掲げる要件を満たしている場合には、独自に推計することができる。ただし、推計した α が一・二を下回るときは、 α は一・二とする。

一～四 (略)

(新設)

5 標準的手法採用行は、ネットイング・セットに係る取引相手方に対するマージン・アグリーメント（当該取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条において同じ。）に基づき、期待エクスポージャー計測モデル（期待エクスポージャーを計測するモデルをいう。以下同じ。）において当該担保による効果を反映している場合には、第二項第三号に規定する $\Delta R_{i,t}$ に代えて、 $\Delta R_{i,t}$ を用いることにより同項第二号に規定する $\Delta R_{i,t}$ を計測する方法を使用することができる。ただし、取引相手方の信用状態が悪化した時に当該取引相手方に担保の提供を求めることができるものとされているマージン・アグリーメントに基づく担保による効果は反映してはならない。

6～11 (略)

(新設)

に限り、派生商品取引とレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネットイング契約の効果を勘案することができる。

一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由（取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。第八十一条第一項第一号において同じ。）が生じた場合に、他方の当事者は、当該相対ネットイング契約下にある全ての取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができること。

二 当該相対ネットイング契約が、当該相対ネットイング契約に係る全ての法令（外国の法令を含む。）に照らして有効であることを適切に確認していること。

三 当該相対ネットイング契約の効果を勘案した与信相当額が、通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

四 当該相対ネットイング契約に関する全ての文書が適切に保存されていること。

13]

直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについては、第七項第一号の定めにかかわらず、同号に掲げるネットイング・セットのリスクのマージン期間を五営業日とすることができる。

（新設）

(承認の基準)

第五十七条の四の三 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について第五十七条の四第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合する期待エクスポージャー計測モデルが当該承認に先立って一年以上にわたって内部管理において運用されており、かつ、期待エクスポージャー方式の使用を開始する日以降において、内部管理に関する体制が当該基準に適合することが見込まれるかどうかを審査しなければならない。

一～三 (略)

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によつて期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されており、かつ、当該モデルが適切に見直されるための体制を整備していること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ～ハ (略)

五 (略)

六 期待エクスポージャー計測モデル(期待エクスポージャーを計測するためのシステムを含む。次号において同じ。)が通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七 期待エクスポージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、

(承認の基準)

第五十七条の四の三 金融庁長官は、期待エクスポージャー方式の使用について第五十七条の四第一項の承認をしようとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一～三 (略)

四 期待エクスポージャー計測モデルが、当該モデルの開発から独立し、かつ、十分な能力を有する者により、開発時点及びその後定期的に、かつ、期待エクスポージャー計測モデルへの重要な変更、市場の構造的な変化又はポートフォリオ構成の大きな変化によつて期待エクスポージャー計測モデルの正確性が失われるおそれが生じた場合に検証されること。この場合において、当該検証は次に掲げる事項を含まなければならない。

イ～ハ (略)

五 (略)

六 期待エクスポージャー計測モデルが通常のリスク管理手続に密接に組み込まれていること。

七 期待エクスポージャー計測モデルの運営に関する内部の方針、

管理及び手続（期待エクスポージャー計測モデルの評価の基準及び当該基準に抵触した場合の対応策を含む。）を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八（略）

九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想され、かつ、ネットイング・セットに含まれる全ての取引の契約期間にわたって、期待エクスポージャーが計測されていること。

十～十三（略）

十三の二 派生商品取引及びレポ形式の取引をその対象とする法的に有効な相対ネットイング契約の効果を勘案している場合には、第五十七条の四第十二項各号に掲げる条件を満たしていること。

十四（略）

（簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保）

第六十七条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

一～三（略）

四 適格格付機関が格付を付与している債券であって、次のイからハまでのいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。

イ（略）

管理及び手続を記載した書類が作成され、それらが遵守されるための手段が講じられていること。

八（略）

九 金利、為替、株価、コモディティ価格その他の期待エクスポージャー計測モデルのリスク・ファクターが長期間にわたって予想されていること。

十～十三（略）

（新設）

十四（略）

（簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保）

第六十七条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

一～三（略）

四 適格格付機関が格付を付与している債券であって、次のイからハまでのいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。

イ（略）

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第四十一条又は第四十二条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第四十三条第一項の表を準用するものとする。次号及び第七十二条第一項第一号において同じ。）が2―2、4―3又は6―3（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）以上であるもの

ハ 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第四十一条又は第四十二条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第四十四条第一項の表を準用するものとする。次号及び第七十二条第一項第一号において同じ。）が5―3又は7―3（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）以上である短期の債券

五〇七（略）

（包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保）

第六十八条 包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保は、前条に掲げるもの及び次の各号に掲げるものとする。ただし、レポ形式の取引であつて、取引対象の資産がマーケット・リスク相当額の算出の対象になつているもの（再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。）については、適格金融資産担保の範囲を限定しない。

一・二（略）

ロ イに掲げる債券以外の債券であつて、適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第四十一条又は第四十二条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第四十三条第一項の表を準用するものとする。次号及び第七十二条第一項第一号において同じ。）が2―2又は4―3以上であるもの

ハ 適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分（第四十一条又は第四十二条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については、第四十四条第一項の表を準用するものとする。次号及び第七十二条第一項第一号において同じ。）が5―3以上である短期の債券

五〇七（略）

（包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保）

第六十八条 包括的手法を用いる場合の適格金融資産担保は、前条に掲げるもの及び次の各号に掲げるものとする。ただし、レポ形式の取引であつて、取引対象の資産がマーケット・リスク相当額の算出の対象になつているものについては、適格金融資産担保の範囲を限定しない。

一・二（略）

(標準的ボラティリティ調整率)

第七十二条 標準的手法採用行が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

- 一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等	残存期間	ボラティリティ調整率	
		特定の発行体の場合 (パーセント)	特定の発行体以外 の発行体 であつて 証券化エ クスポー ント)
			証券化エ クスポー ント) (パーセント)
			外の場合 (パーセント)

(標準的ボラティリティ調整率)

第七十二条 標準的手法採用行が標準的ボラティリティ調整率を用いる場合において、包括的手法の計算の対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っており、かつ、保有期間（ボラティリティ調整率を計算する際に、当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目までにおいて同じ。）が十営業日のときに用いるボラティリティ調整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとする。

- 一 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて、次の表に定めるボラティリティ調整率

適格格付機関の格付に対応する信用リスク区分等	残存期間	ボラティリティ調整率	
		特定の発行体の場合 (パーセント)	特定の発行体 以外の発行体 の場合 (パーセント)

信用リスク区分が 1-4又は2-3	信用リスク区分が 1-1、2-1、 4-1、5-1、 6-1若しくは7- 1の場合又は第 六十七条第三号に 該当する場合	信用リスク区分が 1-2、1-3、 2-2、4-2、 4-3、5-2、 5-3、6-2、 6-3、7-2若 しくは7-3の場 合又は第六十七 条第五号の条件を満 たす場合	5年超	下	一年以下	5年超	下	一年以下	ント
			六	三	一	四	二	〇・五	
			十二	六	二	八	四	一	
			二十四	十二	四	十六	八	二	

信用リスク区分が 1-4又は2-3	信用リスク区分が 1-1、2-1、 4-1若しくは5- 1の場合又は第 六十七条第三号の 条件を満たす場合	信用リスク区分が 1-2、1-3、 2-2、4-2、 4-3、5-2若 しくは5-3の場 合又は第六十七 条第五号の条件を満 たす場合	5年超	下	一年以下	5年超	下	一年以下	ント
			六	三	一	四	二	〇・五	
			十二	六	二	八	四	一	
			二十四	十二	四	十六	八	二	

の場合

(注) 特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう。以下この節において同じ。）
。我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。

二 (略)

2 (略)

(レポ形式の取引に対する法的に有効な相対ネットティング契約の適用)

第八十一条 標準的手法採用行は、次の各号に定める全ての条件を満たす場合に限り、レポ形式の取引について法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案することができる。

一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由が生じた場合に、他方の当事者は、当該相対ネットティング契約下にある全てのレポ形式の取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができるとのこと。

の場合

(注) 特定の発行体とは、中央政府等（中央政府、中央銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体及び零パーセントのリスク・ウェイトが適用される国際開発銀行をいう。以下この節において同じ。）
。我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構及び我が国の政府関係機関をいう。

二 (略)

2 (略)

(レポ形式の取引に対する法的に有効な相対ネットティング契約の適用)

第八十一条 標準的手法採用行は、次の各号に定めるすべての条件を満たす場合に限り、レポ形式の取引について法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案することができる。

一 当事者の一方に取引を終了させることができる事由（取引相手が現金若しくは証券を引き渡す義務又は追加担保を提供する義務その他の義務を履行しないこと及び債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由の発生を含む。）が生じた場合に、他方の当事者は、当該相対ネットティング契約下にあるすべてのレポ形式の取引を適時に終了させ、一の債権又は債務とすることができるとのこと。

二 (略)

2 (略)

第五節の二 間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特則

(間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出方法の特則)

第百十七条の二 標準的手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーについて、与信相当額の算出に第五十七条の四に定める期待エクスポージャー方式を用いていない場合には、当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額は、次の算式により算出した額を当該信用リスク・アセットの額とみなすことができる。

$$RWA* = RWA \times \sqrt{Tm/10}$$

RWA*は、本条の規定の適用後の信用リスク・アセットの額

RWAは、第一節から前節までの規定により算出した当該トレード・エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

Tmは、第五十七条の四第七項の定めに従い算出したリスクのワーニング期間。この場合において、同項第一号の規定にかかわらず、日

二 (略)

2 (略)

(新設)

々の値洗いにより担保額が調整されるネットインゲ・セットに係るリスクのペリジク期間は五営業日とすることができる。

(内部格付手法の適用)

第二百二十四条 内部格付手法採用行は、全てのエクスポージャーについて、内部格付手法を適用しなければならない。ただし、内部格付手法の適用を開始した後の一定の期間について、事業単位ごと又は資産区分ごとに標準的手法を適用する旨を内部格付手法実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 (略)

(内部格付手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額)
第三百三十条 内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一 (略)

二 内部格付手法採用行が標準的手法を適用する部分につき、第二十六条(第一項第一号に係る部分に限る。)の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同条中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

三 (略)

四 第六章の三に定めるところにより算出した第二十六条第一項第

(内部格付手法の適用)

第二百二十四条 内部格付手法採用行は、すべてのエクスポージャーについて内部格付手法を適用しなければならない。ただし、内部格付手法の適用を開始した後の一定の期間について、事業単位ごと又は資産区分ごとに標準的手法を適用する旨を内部格付手法実施計画に定めている場合は、この限りでない。

2 (略)

(内部格付手法採用行における信用リスク・アセットの額の合計額)
第三百三十条 内部格付手法採用行の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

一 (略)

二 内部格付手法採用行が標準的手法を適用する部分につき、第二十六条(第一号に係る部分に限る。)の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同条中「標準的手法採用行」とあるのは「内部格付手法採用行」と読み替えるものとする。

三 (略)

(新設)

三号に規定する中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額

(事業法人等向けエクスポージャーの EAD)

第三百三十五条 (略)

2 ～ 5 (略)

6 内部格付手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの EAD を算出する場合であつて、当該 EAD の算出に当たつて第五十七条の四に定める期待エクスポージャー方式を用いていないときには、前各項の規定により算出した EAD (当該エクスポージャーに係るものに限る。) に次の掛け目を乗じた額を当該間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの EAD とすることができる。

掛け目 = $\sqrt{Tm/10}$

Tm は、第五十七条の四第七項の規定を準用して算出したリスクの
スリージョン期間。この場合において、同項第一号中「二十営業日」と
あり、及び「十営業日」とあるのは、「五営業日」と読み替えるも
のとする。

(リテール向けエクスポージャーの EAD)

第四百四十三条 (略)

(事業法人等向けエクスポージャーの EAD)

第三百三十五条 (略)

2 ～ 5 (略)

(新設)

(リテール向けエクスポージャーの EAD)

第四百四十三条 (略)

255 (略)

6 第三百三十五条第六項の規定は、リテール向けエクスポージャーであつて、内部格付手法採用行が直接清算参加者として間接清算参加者の適格中央清算機関向けトレード・エクスポージャーに係る清算取次ぎ等を行うことにより生ずる間接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーのEADを算出する場合について準用する。

(CVAリスク相当額の算出)

第二百四十八条の二 銀行持株会社は、次節に定める標準的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

一 中央清算機関

二 銀行持株会社が適格中央清算機関の間接清算参加者である場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たす取引に係る直接清算参加者

イ 間接清算参加者のトレード・エクスポージャーについて、次に掲げる場合における間接清算参加者の損失の発生を防ぐための施策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じていること。

(1) 直接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合

(2) 他の間接清算参加者が債務不履行又は支払不能となった場合

255 (略)

(新設)

(CVAリスク相当額の算出)

第二百四十八条の二 銀行持株会社は、次節に定める標準的リスク測定方式を用いて、清算機関等以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

(新設)

(新設)

ロ 間接清算参加者が清算取次ぎ等を委託している直接清算参加者が債務不履行又は支払不能により適格中央清算機関の清算参加者としての資格を失った場合においても、間接清算参加者が追加的な負担なく他の直接清算参加者又は適格中央清算機関と当該トレード・エクスポージャーに関する契約を継続又は承継するための枠組みが存在していること。

三 資金清算機関等

2 前項の規定にかかわらず、銀行持株会社が債券等（第二百五十九条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。）に係る個別リスクの算出について第二百五十条の承認を受けており、かつ、第五十七条の四第一項（第三百三十五条第五項又は第四百四十三条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

一 中央清算機関

二 銀行持株会社が中央清算機関の間接清算参加者である場合であつて、前項第二号に掲げる要件の全てを満たす取引に係る直接清算参加者

三 資金清算機関等

第六章の三 中央清算機関関連エクスポージャーの取扱い

（新設）

2 前項の規定にかかわらず、銀行持株会社が債券等（第二百五十九条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。）に係る個別リスクの算出について第二百五十条の承認を受けており、かつ、第五十七条の四第一項（第三百三十五条第五項又は第四百四十三条第五項において準用する場合を含む。）の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、清算機関等以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（中央清算機関関連エクスポージャーの信用リスク・アセット）

第二百四十八条の六 第四章及び第五章の規定にかかわらず、次の各号に掲げるエクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところによる。

- 一 中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー
- 二 中央清算機関に係る清算基金
- 三 銀行持株会社が間接清算参加者である場合の直接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーであつて、第二百四十八条の二第一項第二号に掲げる要件の全てを満たすもの（次条において「直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー」という。）

（中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセット）

第二百四十八条の七 第四章の規定は、中央清算機関に対するトレ

ード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出について準用する。この場合において、「標準的手法採用行」とあるのは「銀行持株会社」と、第五十七条の四第七項第一号中「イからニまで」とあるのは「イ、ロ又はニ」と、同号イ中「ロ又はハ」とあるのは「ロ」と、同号ニ中「イからハまで」とあるのは「イ又はロ」と、第七十八条第二項第一号ニ中「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットティング・セット及び算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネット

（新設）

（新設）

「テイング・セット」とあるのは「流動性の低い担保又は再構築の困難な派生商品取引を含むネットテイング・セット」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該トレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、二パーセントとする。

一 適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー

二 直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー（銀行持株会社が間接清算参加者である場合において、直接清算参加者及び他の間接清算参加者が共に債務不履行又は支払不能となった場合に、銀行持株会社への損失の発生を防ぐための施策を適格中央清算機関又は直接清算参加者が講じている場合に限る。）

3 第一項の規定にかかわらず、直接清算参加者向けトレード・エクスポージャー（前項第二号に掲げる直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーを除く。）の信用リスク・アセットを算出する場合、当該直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーのリスク・ウェイトは、四パーセントとする。

（適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセット）

第二百四十八条の八 適格中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、次の各号に掲げるいずれかの手法を用いて算出する。

（新設）

一 リスク・センシティブ手法

二 簡便的手法

2 前項第一号に掲げる「リスク・センシティブ手法」とは、第一号

に掲げる算式により算出した所要自己資本額 (K_{com}) に十二・五を
乗じて信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

一 所要自己資本額 (K_{com}) は次の算式を用いて算出する。

【算式①を挿入】

N は、当該適格中央清算機関に係る直接清算参加者の数

DF は、当該適格中央清算機関に銀行持株会社が拠出した清算基金
の額

DF_{cop} は、当該適格中央清算機関が有する資本その他これに類する
ものであつて、直接清算参加者の債務不履行により中央清算機関に
生ずる損失を清算基金（債務不履行参加者の清算基金を除く。）に
先立ち負担するものの額

$EBRM_i$ は、当該適格中央清算機関が有する直接清算参加者 i に対
するエクスポージャーの額に当該直接清算参加者が拠出した当初証
拠金の額を加えた額

IM_i は、直接清算参加者 i が拠出した当初証拠金

DF_i は、直接清算参加者 i が拠出した清算基金

$A_{net,i}$ は、直接清算参加者 i に対する $EBRM$ の額（派生商品取引に
関してカレント・エクスポージャー方式で算出した場合のアドオン
を除く。以下この項において同じ。）

$A_{net,i}$ は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対す

るエクスポージャーの額のうち最大の額

Ans.2 は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額のうち二番目に大きい額

Ans.1 は、当該適格中央清算機関が有する各直接清算参加者に対するエクスポージャーの額の合計額

二 前号におけるエクスポージャーの額は、第八十二条及び第九十条の信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額とする。

三 前号の場合において、派生商品取引に係る信用リスク削減手法適用後エクスポージャー額の計算については、第五十七条の二のカレント・エクスポージャー方式を用いる。

四 前号の場合において、第五十七条の二第三項第二号のネットのアドオンについては、次の算式を用いる。

【算式②を挿入】

五 第三号の場合において、第五十七条の二第三項第一号に規定するグロスのアドオンの計算に当たり、オプションについては、第五十七条の三第一項第二号イ及びロに規定するリスク・ポジションの額とする。

六 第二号の場合において、第七十八条第二項第一号二（第八十五条第五項において適用する場合を含む。）の定めにかかわらず、算出基準日を含む四半期の一期前の四半期内のいずれかの時点で取引件数が五千件を超えたネットینگ・セットに係る最低保有期間を二十営業日とすることを要しない。

七 当該適格中央清算機関において、清算基金が一定の区分ごとに

分別管理されている場合は、第一号の所要自己資本額は当該区分ごとに算出することを要する。この場合において、 DF_{corp} が当該区分ごとに分別管理されていない場合は、当該区分ごとの DF_{corp} は $\Sigma A_{net,i}$ の割合に応じた額とする。

八 第一号において、各直接清算参加者が拠出した清算基金の合計額 (DF_{cm}) が零を上回らない場合は、各清算参加者の未拠出の清算基金の額を清算基金の額とみなして、所要自己資本の額 (K_{cm}) を計算することを要する。

九 前号において、各清算参加者の未拠出の清算基金の額の合計額が零を上回らない場合は、各清算参加者が拠出した当初証拠金を清算基金の額とみなして所要自己資本の額 (K_{cm}) を計算することを要する。

3 第一項第二号に掲げる「簡便的手法」とは、次の算式により信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。この場合において、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

【算式③を挿入】

TB は、当該適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーの額

DF は、当該適格中央清算機関に銀行持株会社が拠出した清算基金の額

(適格中央清算機関以外の中央清算機関に係る清算基金の信用リス

ク・アセット)

第二百四十八条の九 適格中央清算機関以外の中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額は、当該中央清算機関に拠出した清算基金の額に千二百五十パーセントを乗じた額とする。

附 則

(適用時期)

第一条 この告示は、平成二十五年三月三十一日から適用する。

(国内基準行に係る経過措置)

第二条 国内基準行（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第十の三又は銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第十の三号に規定する国内基準行をいう。）である銀行又は銀行持株会社については、当分の間、この告示による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下、「新銀行告示」という。）又は銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（以下、「新持株告示」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（直接清算参加者に対するトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に当たって簡便的手法を用いる場合に係る経過措置）

第三条 この告示の適用の日から平成二十五年六月二十九日までの間、新銀行告示第二百七十条の八第二項第四号又は新持株告示第二百四十八条の八第二項第四号の規定にかかわらず、ネットのアドオンの算出に当たっては、次の算式を用いることができる。

【算式④を挿入】

【算式①】

$$K_{CM} = \left[1 + \beta \cdot \frac{N}{N-2} \right] \cdot \frac{DF}{DF_{CM}} \cdot K_{CM}^*$$

$$K_{CM}^* = \begin{cases} 100\% \cdot 1.2 \cdot (K_{CCP} - DF) + 100\% \cdot DF_{CM} & \text{if } DF < K_{CCP} \quad (\text{i}) \\ 100\% \cdot (K_{CCP} - DF_{CCP}) + c_1 \cdot (DF - K_{CCP}) & \text{if } DF_{CCP} < K_{CCP} \leq DF \quad (\text{ii}) \\ c_1 \cdot DF_{CM} & \text{if } K_{CCP} \leq DF_{CCP} \quad (\text{iii}) \end{cases}$$

$$K_{CCP} = \sum_i \max(EBRM_i - IM_i - DF_i, 0) \cdot 20\% \cdot 8\%$$

$$DF_{CM} = \sum_i DF_i$$

$$DF_{CM} = DF_{CM} - 2 \cdot DF_{CM} / N$$

$$\beta = \frac{A_{Net,1} + A_{Net,2}}{\sum_i A_{Net,i}}$$

$$DF_i = DF_{CCP} + DF_{CM}$$

$$c_1 = \text{Max} \left\{ \frac{1.6\%}{(DF / K_{CCP})^{0.3}}; 0.16\% \right\}$$

【算式②】

$$\text{ネットのデット・コスト} = 0.15 \times \text{グ・モスのデット・コスト} + 0.85 \times \frac{\text{ネット再構築コスト}}{\text{グ・モス再構築コスト}} \times \text{グ・モスのデット・コスト}$$

【算式③】

$$\text{Min} \left\{ (20\% \cdot TE + 1250\% \cdot DF), 20\% \cdot TE \right\}$$

【算式④】

$$\text{ネットのデット・コスト} = 0.15 \times \text{グ・モスのデット・コスト} + 0.85 \times 0.30 \times \text{グ・モスのデット・コスト}$$